

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1 期 日 令和6年6月26日（水）

2 会 場 全員協議会室

3 開会時刻 午前9時00分

4 閉会時刻 午前9時45分

5 出席者	委員長	松浦昌巳	副委員長	松本 均
	委員	草賀章吉	委員	山本行男
	〃	二村禮一	〃	窪野愛子
	〃	寺田幸弘	〃	勝川志保子
	〃	鈴木久裕	〃	富田まゆみ
	〃	藤原正光	〃	藤澤恭子
	〃	嶺岡慎悟	〃	大井 正
	〃	橋本勝弘	〃	安田 彰
	〃	石川紀子	〃	山田浩司
	〃	高橋篤仁	〃	鷺山記世
事務局出席者		議事調査係	平川 陽	

6 審査事項

議案第53号 令和6年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について

議案第54号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について

議案第56号 掛川市税条例の一部改正について

議案第57号 掛川市都市計画税条例の一部改正について

議案第58号 掛川市スポーツ施設条例の一部改正について

7 閉会中継続調査の申し出事項について

8 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和6年6月26日

市議会議長 山本裕三様

予算決算委員会委員長 松浦昌巳

7 会議の概要

令和6年6月26日（水）午前9時00分から、全員協議会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 審査事項

①議案第53号 令和6年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について 〔分科会報告 9:01～ 9:15 〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第53号について、総務分科会における審査の概要を、報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ歳出中、第2款総務費について、委員より、システム開発委託料の増額について、システム改修に要する日数について質疑があり、当局より、見積もりによると13.5日である、との答弁がありました。関連して委員より、仮設費や諸経費の内容について質疑があり、当局より、拡充のためパソコンの対応、パッケージを導入する費用である、との答弁がありました。関連して委員より、システムエンジニアの人工について質疑があり、当局より、1人工6万5,000円を予定している、との答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、65,000円で高額な人工とはいえ、内製するのは難しいと思う。難しい問題だが、やむを得ないと思う、との意見が出されました。以上で討議を終結し、当分科会に送付されました、議案第53号の原案は全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、総務分科会報告といたします。

○文教厚生分科会主査（寺田幸弘）

議案第53号について、文教厚生分科会における審査の概要を、ご報告いたします。当局説明ののち、質疑を求めたところ、歳出中、第3款民生費について委員から、物価高騰対応重点支援給付金給付事業費について、給付金事業の開始時期と完了時期はいつで、対象は世帯ごとか個人か。との質疑があり、当局から、対象者約2万2,500人へ、発送作業を7月から開始し、給付完了は11月を予定している。対象は個人ごとである。との答弁がありました。

続いて、委員から、システム改修の詳細と、給付する口座は個人か世帯か。について質疑があり、当局から6月から定額減税が始まっている。本来、所得税と市民税合わせて4万円が減税されるが、4万円に満たない人に不足分を支払うするという通知を送る。今までは、一律5万円や10万円などで非課税世帯等に給付していたが、今回は所得のある人に対してであり、今までと対象が違うため、新しくシステムを開発し給付する。あくまで個人の口座に給付される。との答弁がありました。

続いて、委員から、対象者が複数人いる家庭には、通知が複数送付されるのか。との質疑があり、当局からそのとおりで、例えばご夫婦ともに働いており、二人とも定額減税の4万円に満たない場合は、2人分の通知が送付される。との答弁がありました。

続いて、委員から、これは1回だけの給付となるのか。との質疑があり、当局から国からは今年度は実施と指示がある。来年度以降についてはまだわからない。との答弁がありました。他の委員から、市として独自にわかりやすく周知していただけるのか。との質疑があり、当局から今回対象となる方には通知を送り、併せて市HPと広報かけがわに掲載する。との答弁がありました。続いて、他の委員から、相談窓口等は、福祉課が全て受けるのか。との質疑があり、当局から今までの給付金と同様に、市役所の3階にコールセンターを設置する。との答弁がありました。続いて委員から、システム開発とコールセンターの委託先について質疑があり、当局からシステム開発はNECを予定している。コールセンターは現在も委託しているトッパンに、引き続きデータ入力業務等と併せて委託する予定である。との答弁がありました。

第4款衛生費について、質疑なく、第10款教育費について、委員から、中学校施設管理費に

について、今回のように教室が足りない場合、国県からの補助はなく、市費で対応するのか。との質疑があり、当局からそのとおりで、市費のみで行う。との答弁がありました。以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員から、物価高騰対応重点支援給付金事業費について、たった 1 回の給付になるシステム開発に 634 万、この事業をやるための委託料に 4,815 万円かかる。全額国費ではあるが、すごく市の負担が大きいと思う。こういうやり方で自治体の業務を増やして苦しめるのは変だという声を上げてかないといけないのではないか。また、給付金事業をコロナの時から続けているが、コールセンターなど委託業務を行う派遣の仕事が増え、一定の企業に公のお金がどんどん流れていく事態を疑問に思う。との意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました、議案第53号の原案は、全会一致にて妥当とすることに決定いたしました。以上、文教厚生分科会報告といたします。

○環境産業分科会主査（窪野愛子）

議案第53号について、環境産業分科会における審査の概要を、ご報告いたします。当局説明ののち、質疑を求めたところ、歳出中、第2款総務費について委員から、バス交通等対策事業費について、実証内容についての質疑があり、当局から、実証というより人材の育成になり、市職員やタクシー等の事業者を対象により良い交通サービスを提供するため、年度内に4回ほどの講義あるいはワークショップの開催を予定しているとの答弁がありました。更に委員から、より良い交通サービスの検討とのことであるが、今、実証実験をやっている例を見ると、首都圏とか伊豆の市町と連携した観光と仕事の関係でのモビリティについての構想を作っている。掛川市みたいな地方の中小自治体が、MaaS構想の主体になって2,000万円もお金を使っていくことにどうも違和感がある。掛川市の場合は、例えばエリアとか、どのように考えているのかとの質疑があり、当局から、いわゆる交通を主体として、観光等いろいろなサービス事業者が連携して取り組むのは本質的なMaaSになっていくと思うが、掛川市の場合、全域を対象にするが、交通に不便をきたしている人がいるので、市民の代表だけでなくバスやタクシー事業者に参加いただき、なおかつ、今後、地域部活の問題等もあるので、教育委員会も含めて、交通の弱者、あるいは不便をきたしているような方を対象に最適化に向けた事業の推進を考えているとの答弁がありました。引き続き、委員から、国県の支出金でまかなうとはいえ、我々、議会として2,200万円使う効果として、何をもって判断すればいいかとの質疑があり、当局から、この予算を認めていただいた後に、速やかにプロポーザルを実施し、業者を選定する。年度内に4回ほどの講義あるいはワークショップを、市民や交通事業者を交えて開催したいと思っている。その共通認識をもって、市にとってより良い交通サービスや体系について、いろいろシミュレーションを行っていかうと思っており、その成果については、いずれかの場で報告するとの答弁がありました。他の委員からは、MaaSのプロジェクトにおいて公共交通を考えていけないといけない時期に来ている。交通弱者といわれている方たちがより良くなるように、途中報告を受けながら、委員会としても検討していきたいとの意見がありました。

第4款衛生費について、委員から、環境基本計画推進費の省エネ家電補助について、開始時期や周知方法についての質疑があり、当局から、予算を認めていただいた後、事業者の選定を行うとともに、市のホームページなどで市民への周知を速やかに行っていく予定である。

また、補助対象となるのは、議会閉会日の翌日の7月3日からの購入とし、申請期間については、準備事務があるため、7月17日から受付を開始する予定であるとの答弁がありました。他の委員から、委託内容についての質疑があり、当局から、コールセンターによる窓口事務、その後の交付申請書の受付作業などを委託する。交付決定等の事務は市が行うとの答弁がありました。更に委員から、補助内容が家電を購入できる財力がある人しか利用できないのではないかとの質疑があり、当局から、国の物価高騰対応の交付金を利用しての事業であり、国のマニュアル、既に実施している近隣市町の例を参考としている。本体費のみで5万円以上のエアコンと冷蔵庫・冷凍庫を対象とし、理由としては、この2つの家電で家庭の消費電力の3割を占めているためとの答弁がありました。他の委員から、購入対象となる事業者についての質疑が

あり、当局から、量販店を含め、市内の全ての販売店を対象とするとの答弁がありました。第6款農林水産業費について、委員から、空調2基あるうちの1基ということで老朽化なのか故障なのかとの質疑があり、当局から、老朽化ということであるとの答弁があり、関連して委員から、2基中1基はこの予算となるが、もう1基についても老朽化の可能性が高まるかと思うが、それ以降はおひさまテラスでの対応となることでよいのかとの質疑があり、当局から、エアコンの工事について議論をした。埋め込み式のエアコンということで、基幹設備的なものはすべて市で受け持つことを契約にうたっているが、協議の中では、エアコンそのものは基幹設備にあたらないということを指摘され、本来ではない部分もあるのかもしれないが、今回の分については、事業者を入れ替えるタイミングでもあったため市のほうで行った。もう1基が壊れた際には、事業者の責任において改修をしていただくとの答弁がありました。

第7款商工費について、委員から、その他観光施設管理費について、補助対象見込みが、更新が1つ、改修が4つということであるが、事業者の目途があるのかの質疑があり、当局からは、県から今年2月に補助制度を実施するという話があり、その時点で市内の宿泊事業者に確認をとったが、手が上がらなかった。その後4月になって、宿泊事業者から申請を考えているという話があったので今回、予算確保のため補正予算を要求した。今後、補助金交付要綱を作成し、正式に募集することになるので、何件になるかはわからないが、申請は出てくると考えているとの答弁がありました。

第8款土木費について、委員から、空き家対策事業費について、人気のあった事業だと思う。金額をもう少し多くしても良いのではないかと質疑があり、当局から、国の予算を勘案した。現時点で47件の問合せがあり、今回の補正と合せて60件分の予算としたとの答弁がありました。

関連して他の委員から、47件というのは問合せの件数であると思うが、条件を満たしているのも47件ということでよろしいかと質疑があり、当局より、11件は既に申請を受付しており、そのほかの36件も対象となる見込みであるとの答弁がありました。以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員から、空き家対策については、潜在的にまだまだ需要が高いのではないかとということで、次なることも考えて欲しいとの意見が出され、他の委員からは、バス交通対策事業費に対しては、掛川市の交通弱者、これから中学校の部活等の移動についても言及されたということで、そのあたりは、期待をしているという意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました、議案第53号の原案は、全会一致にて妥当とすることに決定いたしました。以上、環境産業分科会報告といたします。

〔論点整理 9:15～ 9:15 〕
なし

〔討論 9:15～ 9:18 〕

○委員（草賀章吉）

農林水産業費、この工事は終わっていると聞いている。委員から疑問も出ていない。これはおかしいのではないかと思った。答弁の仕方もあるんでしょうけども。

これは、老朽化である。今回はよしとした。次回からは業者の負担であると。ここも委員からは疑問もなかったということで、委員には反省をしていただきたい。

反対ではない。分科会で議論がなされていないことに意見がある。環境産業分科会の委員は、疑問に思わなかったのか。議会の資質の問題である。

〔採決〕

議案第53号 令和6年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について
全会一致で原案は可決すべき

②議案第54号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について

〔分科会報告 9:20～ 9:22 〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第54号について、総務分科会における審査の概要を、ご報告いたします。当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第54号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。以上、総務分科会報告といたします。

〔論点整理 〕

なし

〔討論 9:22 ～ 9:22 〕

なし

〔採決〕

議案第54号 市長等の給料の特例に関する条例の制定について
全会一致で原案は可決

③議案第56号 掛川市税条例の一部改正について

〔分科会報告 9:22～ 9:23 〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第56号について、総務分科会における審査の概要を、ご報告いたします。当局説明の後、質疑を求めたところ委員より、一体型滞在快適性等向上事業で整備した固定資産について、まちなかウォークアブル推進事業に対応することは考えているのか、との質疑があり、当局より、まちなかウォークアブル推進事業に、この制度を活用した場合には、適用されるとの答弁がありました。委員より、新築の認定長期優良住宅に係る減額措置に該当するものはあるのか、との質疑があり、当局より、認定長期優良住宅の分譲マンションになるが、現在、本市の分譲マンションには該当するものはない、との答弁がありました。以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第56号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。以上、総務分科会報告といたします。

〔論点整理 9:23～ 9:23 〕

なし

〔討論 9:23～ 9:23 〕

なし

〔採決〕

議案第56号 掛川市税条例の一部改正について
全会一致にて原案は可決

④議案第57号 掛川市都市計画税条例の一部改正について

〔分科会報告 9:24～ 9:25 〕

○総務分科会主査（藤原正光）

議案第57号について、総務分科会における審査の概要を、ご報告いたします。当局説明の後、質疑を求めたところ委員より、一体型滞在快適性等向上事業で整備した施設等の中で、税の優遇措置の対象となるものがあるか、との質疑があり、当局より、広場や通路などのオープンスペース化した民地部分や建物の1階部分をオープン化し、誰もがそこで滞在できるような施設等が対象となる。都市再生整備計画の位置付けが必要となるが、現在対象となるものはない、

との答弁がありました。関連して委員より、課税標準額の特例措置となる対象部分について質疑があり、当局より、本来かかるべき固定資産税の課税標準を 2分の 1にするとということになる、との答弁がありました。以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました、議案第57号の原案は全会一致で「妥当」とすることに決定しました。以上、総務分科会報告といたします。

〔論点整理 9:25～ 9:25 〕
なし

〔討論 9:25～ 9:25 〕
なし

〔採決〕

議案第 5 7 号 掛川市都市計画税条例の一部改正について
全会一致で原案は可決

⑤議案第 5 8 号 掛川市スポーツ施設条例の一部改正について

〔分科会報告 9:26～ 9:27 〕

○環境産業分科会主査（窪野愛子）

議案第58号について、環境産業分科会における審査の概要を、ご報告いたします。当局説明ののち、質疑を求めたところ、掛川市スポーツ施設条例の一部改正について委員から、プールが使えなくなる代替えについての質疑があり、当局から、施設の在り方を検討しており、その中で南部地域のプールについても方向性を決めていきたいとの答弁がありました。以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員から、代替え案は非常に重要なことで、これは南部においても前々から伝えている。今回は、条例改正についてのことであるので、これによりとの意見が出されました。以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました、議案第58号の原案は、全会一致にて妥当とすることに決定いたしました。以上、環境産業分科会報告といたします。

〔論点整理 9:27～ 9:27 〕
なし

〔討論 9:27～ 9:27 〕
なし

〔採決〕

議案第 5 8 号 掛川市スポーツ施設条例の一部改正について
全会一致で原案は可決

3) 閉会中継続調査の申し出事項について 別紙のとおり決定

4) 閉会 午前 9時45分